

令和8年度保育所・こども園 入園のしおり(鯖江市)

申込対象者

令和8年4月～令和9年3月 に入園希望の方

下記に該当する方もお申し込み対象です。

※ 年度途中入園希望の方

※ 申込時点でまだお子様が生まれていない方

※ 申込時点で市外に住民登録がある場合でも、入所希望日時点
までに本市に転入予定の方

申込受付期間

令和7年10月6日(月)～令和7年10月24日(金)

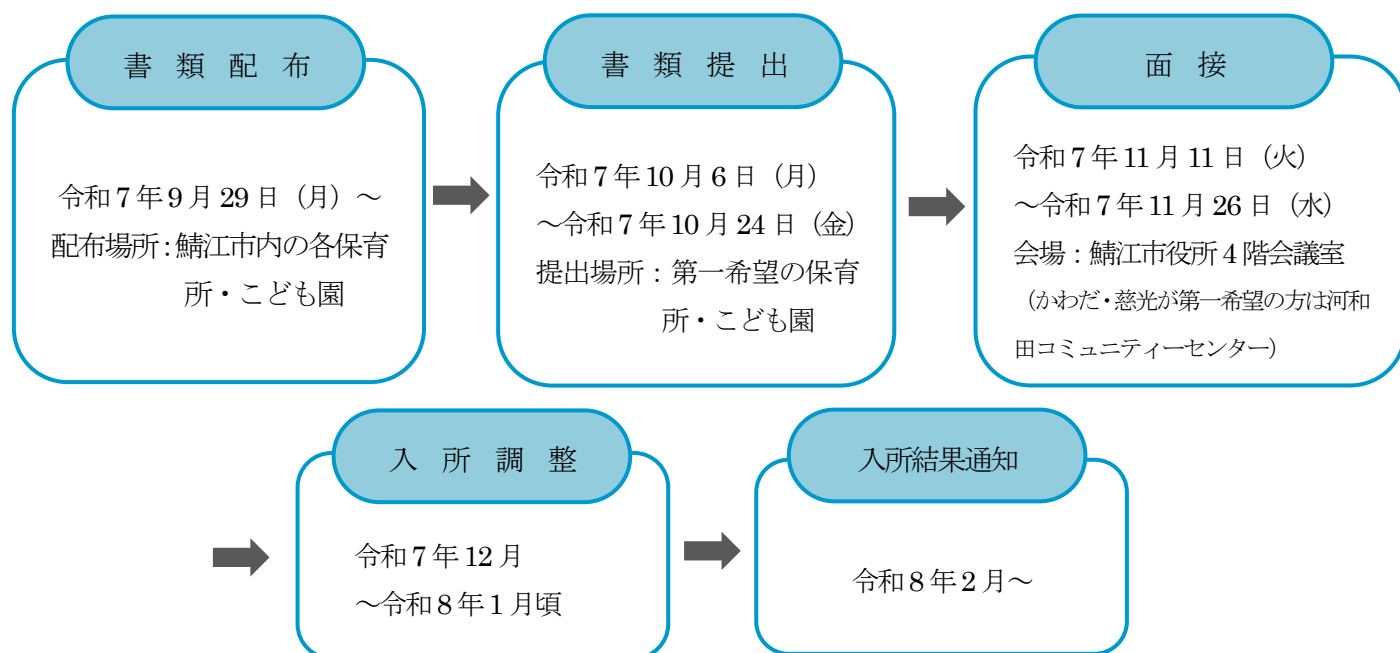
面接実施期間

令和7年11月11日(火)～令和7年11月26日(水)

<目次>

利用申込のできる方	2
申込に必要な書類について	3
面接について	4
保育所・こども園の入所調整について	6
入所結果の通知および保育料・副食費について	7
書類の記入例	8
申込にあたっての注意事項	11

<利用申込から結果通知までの流れ>



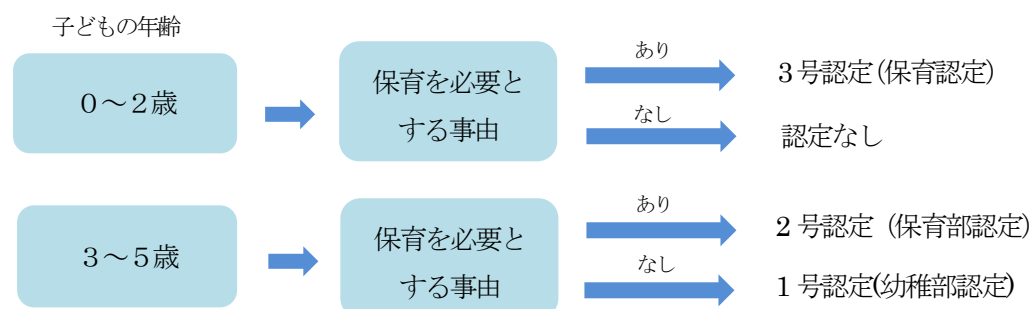
保育所・こども園について

保育所・こども園（保育部）とは、仕事や病気などの事情により、保護者が家庭で子どもの保育ができない場合に、未就学児童をお預かりして保育を行う施設です。

このしおりでは、次の2つの施設を総じて保育施設といいます。

認可保育所	施設の広さや保育士の数など一定基準を満たして、県の認可を受けた保育所です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。 （＊1号認定児童の入所に関することは、直接施設にご確認ください。）

<認定区分について>



利用申込のできる方（①～②に該当する方）

- 令和8年4月～令和9年3月に入所を希望する市内在住の児童（出産前の胎児も含む）
- 保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当すること

保育を必要とする事由※2	利用開始期間	利用終了期間	保育必要量(利用時間) ※3
就労（月 64 時間以上）	原則父母の復職 2 週間前から※1	小学校就学前まで	標準時間もしくは短時間
妊娠・出産	産前 6 週から	産後 8 週まで	
疾病・障がい	希望日から	小学校就学前まで	
介護・看護			
災害			
就学（職業訓練も含む）	入校日から	卒業予定日の月末まで	
虐待・DV	希望日から	小学校就学前まで	短時間のみ
求職活動（起業準備を含む）		最長 60 日間	
育児休業中（3 歳以上児のみ）		市長が必要と認める期間	

※1 慣らし保育の期間については、各園により異なりますので、入園希望園にご確認ください。

※2 保育を必要とする事由について変更があった場合は、保育・幼児教育課までご連絡ください（0778-53-2225）

※3 利用時間の設定は、利用する保育所・こども園により異なります。

詳細は[鯖江市内保育所の開園時間 - めがねのまちさばえ 鯖江市](#)でご確認ください。

また、保育必要量に関して、標準時間もしくは短時間の表記があるものは、ご家庭の状況に合わせて選択していただきます。ただし、就労が事由の方に関しては、基本月120時間以上就労の方のみが標準時間の対象となります。



利用申込に必要な書類について

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（児童1名につき1枚）
- ② 家庭状況調査票（児童1名につき1枚）
- ③ 子どものための教育・保育給付認定に係る個人番号届出書
（R7.1.1時点で市外に住民登録があった方のみ） 配布する茶封筒に入れてご提出ください。
※R7.1.1時点で鯖江市外在住だった方へ
海外で勤務されていた場合など、マイナンバー制度の情報連携を用いても税情報の確認がとれなかった方に関しましては、別途、課税証明書等必要書類のご提出をお願いすることがございます。
- ④ 保育の必要性を確認する書類 …… 下記（A）参照
- ⑤ 同意書・保育料減免確認書兼申請書（必ず両面ご記入ください）
- ⑥ 入所希望調査票
- ⑦ 転入における誓約書（R7.11.1時点で市外在住の方のみ）

（A）保育の必要性を確認する書類

父母 各1部

※祖父母の書類の提出は必要ありませんが、入所調整の判断材料にはさせていただきます。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労（内定者も含む）	就労証明書 ※事業所が記入したもの
妊娠・出産	母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し
疾病	疾病証明書 ※病院の様式の診断書でも構いませんが、保育ができない旨の記載が必要です。
障がい	障がい者手帳の写し
災害	罹災証明書
就学	在学証明書（在学期間について記載のあるもの）
求職活動	求職状況（起業準備）申立書
介護・看護	介護等支援状況申告書

申込書類の提出について

提出期間 令和7年10月6日（月）～10月24日（金）※土日祝日を除く

提出場所 第一希望の保育所・こども園

※市外の保育所・こども園をご希望の方は、鯖江市役所2階保育・幼児教育課に提出

面接について

- ◆面接日程 各保育所・こども園によって面接日程が決まっています。(次ページ参照)
なお、混雑を避けるため、時間帯(30分毎)で人数を制限し面接を行います。
面接時間については、申込書類を提出する際に園にご確認ください。
※原則第一希望の園の日程にお越しくください。どうしても都合が合わない場合は、保育・幼児教育課までご連絡ください。(0778-53-2225)

書類を園に提出する前に、必ず整理番号をお控えください。

(整理番号については、前ページ①教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の右上に記載してあります。)

後日、市ホームページにて整理番号を用いて面接日時を掲載します。(11月4日掲載予定)

※市外の保育所・こども園をご希望の方は、書類を提出いただいた際に面接を行います。

- ◆面接場所 第一希望の園が、
かわだ保育所・慈光保育園の場合
 河和田コミュニティーセンター 1階会議室
上記以外の園の場合
 鯖江市役所 4階会議室
(正面入口すぐのエレベーターでお上がりください。)
- ◆持ちもの ☐ 印鑑(訂正が必要な場合に使用します。)
※R7.1.1時点で市外に住民登録があった方は、追加で以下のものも必要です。
☐ ご家族(父母、同居の祖父母)のマイナンバーがわかるもの
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票のいずれか
☐ ご本人を確認できるもの(運転免許証など)
- ◆留意事項 ・面接時間は5～10分程度です。ご家庭の状況(入所の必要性)等の聞き取りを行います。

公立保育所・こども園

施設名	こども園	小学校区	所在地	電 話	定員	延長 保育	土曜 保育	面接日程
せきいん	○	惜陰小	日の出町6-37	51-0562	150	○	※	11月 20日（木） 13:00 ～ 17:00
しんとく	○	進徳小	長泉寺町1丁目9-19	51-7717	165	○	1日	11月 25日（火） 13:00 ～ 17:00
神明		神明小	三六町1丁目1-12	51-1137	90	○	※	11月 21日（金） 9:00 ～ 11:30
中河		中河小	中野町208-1	51-3103	110	○	※	11月 21日（金） 13:30 ～ 16:30
立待		立待小	杉本町33-4-1	51-3377	60	○	※	11月 18日（火） 9:00 ～ 10:00
石田		立待小	石田上町44-1	51-1972	60	○	※	11月 18日（火） 10:30 ～ 11:30
吉川		吉川小	大倉町5-20	62-1332	150	○	※	11月 11日（火） 9:30 ～ 11:30
ゆたか	○	豊小	上野田町2-9	62-1680	190	○	※	11月 17日（月） 9:30 ～ 11:30
かわだ		河和田小	筋生田町10-5-1	65-0173	60	○	※	11月 14日（金） 14:30 ～ 16:00

※拠点園で行う予定です。

私立保育園・こども園

施設名	こども園	小学校区	所在地	電 話	定員	延長 保育	土曜 保育	面接日程
草の実		鳥羽小	鳥羽1丁目3-18-2	52-1511	170	○	1日	11月 11日（火） 13:30 ～ 16:00
あおい	○	鳥羽小	神明町4丁目1-7	52-2231	200	○	1日	11月 18日（火） 13:00 ～ 17:00
すみれ		惜陰小	住吉町1丁目14-14	51-4144	120	○	1日	11月 26日（水） 13:30 ～ 16:30
やなぎ		進徳小	柳町4丁目2-17	51-0012	60	○	1日	11月 25日（火） 9:00 ～ 10:00
白蓮		立待小	糺町37-7	51-2493	200	○	1日	11月 19日（水） 13:30 ～ 15:30
あすなろ		鳥羽小	御幸町2丁目15-15	51-6552	120	○	1日	11月 12日（水） 9:00 ～ 11:00
吉江		立待小	杉本町408	51-6555	170	○	1日	11月 17日（月） 13:30 ～ 16:30
慈光	○	河和田小	西袋町64-25	65-2044	75	○	1日	11月 14日（金） 14:30 ～ 16:00
いずみ		神明小	下河端町2-8	52-4771	120	○	1日	11月 26日（水） 9:00 ～ 11:30
しんよこえ	○	鯖江東小	新横江1丁目3-13	52-3883	215	○	1日	11月 12日（水） 13:00 ～ 17:00
ふじ	○	吉川小	持明寺町14-14-1	62-0236	175	○	1日	11月 19日（水） 9:00 ～ 11:30
みずほ		中河小	下河端町47-43	51-1416	60	○	1日	11月 20日（木） 9:30 ～ 11:00
のぞみ		豊小	当田町10-2-2	62-3234	60	○	1日	11月 25日（火） 10:30 ～ 11:30

【重要】

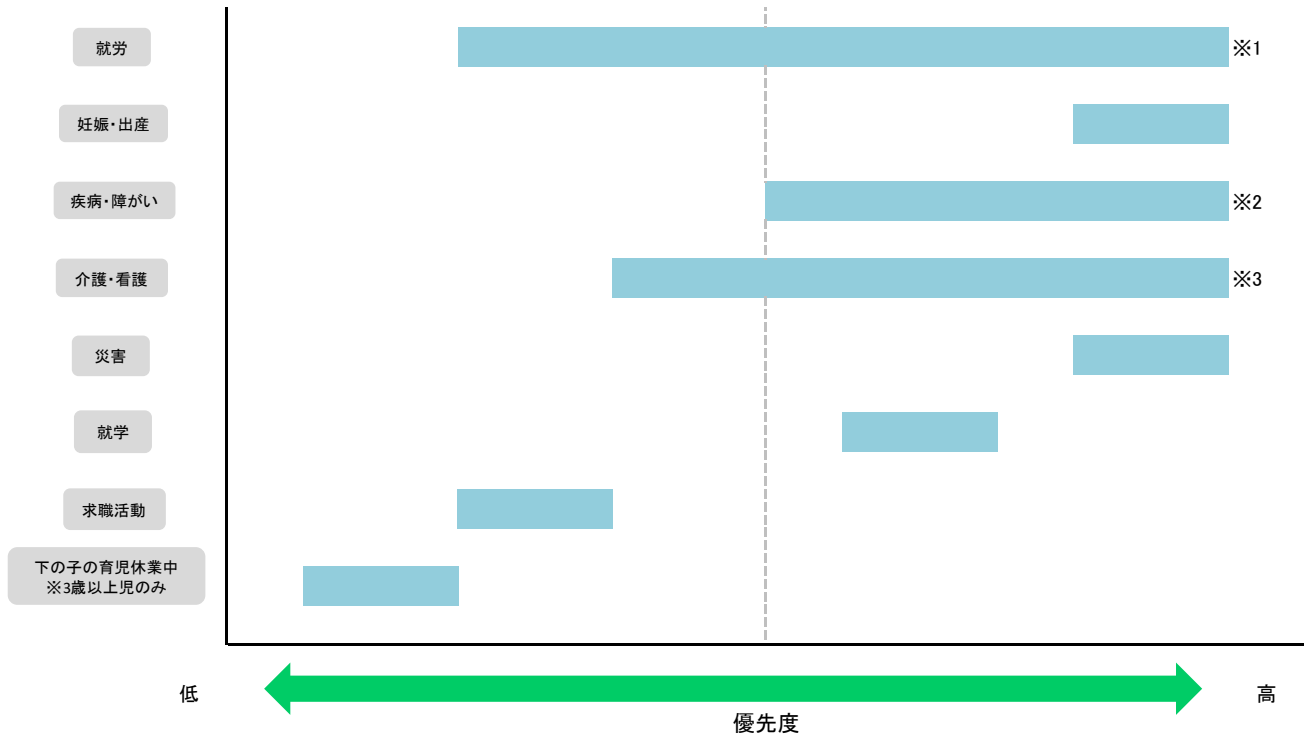
神明保育所については、神明地区公立認定こども園（現神明幼稚園敷地）の整備完了後こども園への通園となります。令和10年中の移行を予定しています。（日程は前後することがあります）

保育所・こども園の入所調整について

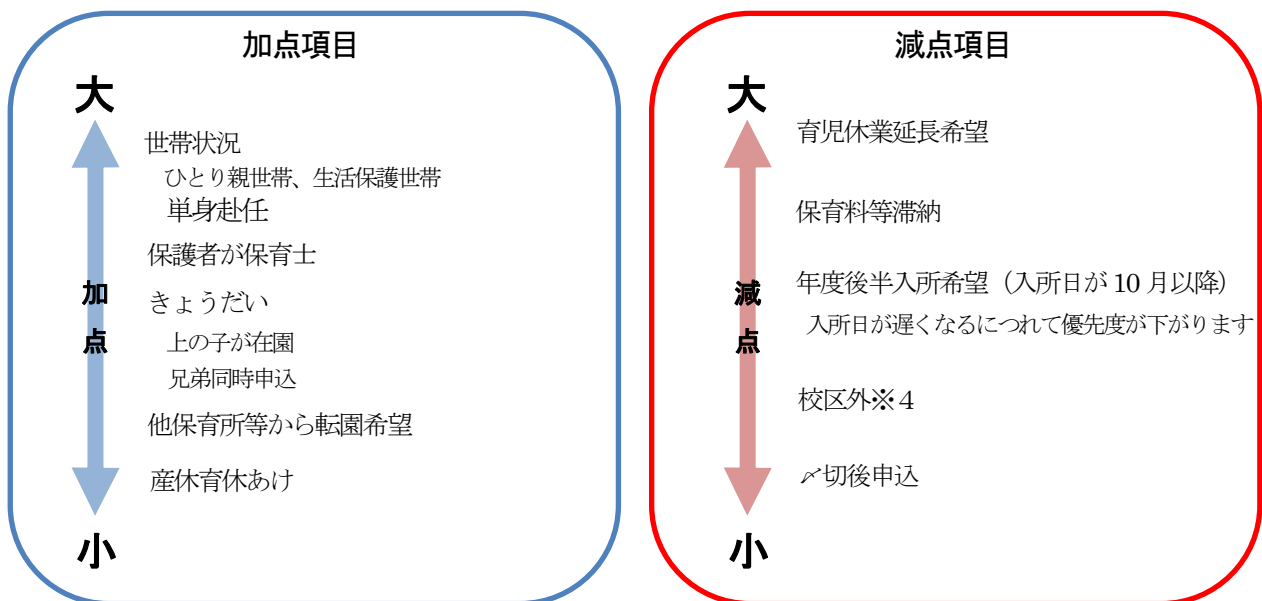
◆入所調整(12月～)

面接終了後、申請書の内容および面接の結果等をもとに入所のための利用調整を行います。
保育所・こども園への入所については、保育の必要性の優先度、その他判断材料をもとに市が調整をします。

◆父母の保育の必要性について



◆その他判断材料



※4 保育所・こども園がない片上・北中山地区は隣の学区内として扱います。

入所結果の通知

◆結果の通知（2月頃～）

書類審査と入所調整を行い、入所申込の結果を郵送します。

※入所は保育の必要性が高いと認める順に決定します。

調整の結果、入所できない場合もありますので、ご了承ください。

調整の結果	通知文書	備考
入所可	4月～6月入所希望の場合 □入所承諾書	保育料決定通知書については4月上旬～中旬に送付させていただきます。
	7月以降に入所希望の場合 □入所内定通知書	保育料決定通知書については入所月の前月に送付させていただきます。 (9月入所予定の方については、8月下旬～9月上旬の送付となります。)
入所不可	□保育所入所保留通知書	調整段階で随時発送

保育料・副食費について

保育料は原則として児童の父母の市民税所得割額と児童の年齢を基に算定します。(祖父母が家計の主宰者である場合には、父母に加え祖父または祖母の市民税所得割額が算定対象になることがあります。)

	算定に用いる 市民税所得割額	決定時期
令和8年4月～令和8年8月	令和7年度市民税所得割額 (令和6年の収入に基づく税額)	入園月の 上旬～中旬
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度市民税所得割額 (令和7年の収入に基づく税額)	
3歳以上 (令和8年4月1日時点)	保育料無償 ※但し、副食費は基本的に実費徴収	

なお、詳細については[保育料・副食費について – めがねのまちさばえ 鯖江市](#)よりご確認ください。



児童氏名	鯖江 花子		第一希望施設	めがねこども園
希望時間	平日	午前 7 時 30 分 から 午後 6 時 0 分 まで	土曜日	午前 時 分 から 午後 時 分 まで
送迎	送り	☒ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他 ()	迎え	☒ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他 ()

①児童の健康・発達状況について

アレルギーの有無について ☐ なし ☒ あり (卵)
病気・病歴の有無について ☒ なし ☐ あり (病名) 通院日数 年・月に 回
障害の有無について ☒ なし ☐ あり (☐ 療育手帳 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 手帳はない) 手帳がある場合は、写しを添付してください。
健診等で何か指摘を受けたことがありますか ☒ なし ☐ あり ()
発育や発達で遅れがあるとされたことがありますか ☐ なし ☒ あり (ことばが遅い)
定期的な投薬はありますか ☒ なし ☐ あり ()
特別な介助の必要はありますか ☒ なし ☐ あり ()
その他、お子様のことで気になる事などあれば、下記にご記入ください ()

②保育を必要とする理由について

		父の状況	母の状況
不在の場合		☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他 ()	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ その他 ()
保育を必要とする理由		☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ その他
就 労	通勤時間	片道 時間 30 分	片道 時間 15 分
	育児休業の 取得状況	☒ 無 ・ 有 ・ 予定 (最長 年 ヶ月)	☒ 無 ・ ☒ 有 ・ 予定 (最長 1 年 11 ヶ月)
		○今年度の入所について	
		A. 直ちに復職希望	
		B. 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	
※Bを選択した場合、入所調整における優先順位が低くなります。ただし、利用調整の結果、内定となる場合もございますのでご注意ください。			
妊 娠 ・ 出 産	現在妊娠していますか	☒ いいえ ☐ はい	
	出産予定日	令和 年 月 日	
	産休取得期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	産休後の予定	☐ 育児休業 ☐ 職場復帰 ☐ 退職 ☐ 求職 ☐ その他	
	育児休業期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	

③複数のきょうだい保育施設を利用する場合

☐ きょうだい(上の子)が在園している場合 ☒ 在園児と同じ園を利用できなければ入所を希望しない ☐ 在園児と同じ園への入所が難しい場合は別の園でも入所を希望する
☐ きょうだい同時申込の場合 ☐ 希望順位が下がっても同じ園を希望する ☐ 別の園になっても希望順位が上位の園を希望する

④祖父母の状況について

父方	祖父	祖母
祖父母の状況	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ 専業主夫 ☐ その他(不在等)	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ 専業主婦 ☐ その他(不在等)
自宅からの距離	☒ 同居 ☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外	☒ 同居 ☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外

母方	祖父	祖母
祖父母の状況	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ 専業主夫 ☐ その他(不在等)	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 災害 ☐ 専業主婦 ☐ その他(不在等)
自宅からの距離	☐ 同居 ☐ 市内 ☒ 県内 ☐ 県外	☐ 同居 ☐ 市内 ☒ 県内 ☐ 県外

参考資料

令和8年4月1日入所者年齢および保育の実施期間早見表

年齢	生年月日	学齢前までの保育の実施期間
5才児	R2・4・2～R3・4・1 2020 2021	R9・3・31まで
4才児	R3・4・2～R4・4・1 2021 2022	R10・3・31まで
3才児	R4・4・2～R5・4・1 2022 2023	R11・3・31まで
2才児	R5・4・2～R6・4・1 2023 2024	R12・3・31まで
1才児	R6・4・2～R7・4・1 2024 2025	R13・3・31まで
0才児	R7・4・2～R8・4・1 2025 2026	R14・3・31まで
0才児	R8・4・2～予定 2026	R15・3・31まで

申込にあたっての注意事項

申込をされる前にもう一度確認していただきたい点をまとめました。最後に今一度ご確認ください。

<みなさまへ>

申請内容が事実と相違した場合は、入所をお断りさせていただく可能性があります。
また、席を2つ確保する可能性があるため、同時期に市内へのお申込と市外へのお申込は出来ません。

<育児休業から復帰予定でお申込の方>

入所が内定した場合は、入所する際に復職することが条件となります。

もしも入所時に退職されている場合は内定を取り消すことがございます。

<0歳児のお子さまの入園をお申込みの方>

公立の保育施設は基本満1歳からのお預かりになっております。私立園の入所可能月齢数は園によって異なります。0歳児のお子様のご入園を申し込まれる方はご希望の園にご相談ください。

<市外の施設をご希望の方>

市外の施設を利用しなければならない理由が必要となります。

(具体例：勤務先近くの施設でなければお迎え時間に間に合わない、勤務時間が遅く市外在住の実家の祖父母にお迎えを頼まざるを得ない等)

ただし、理由がある場合も、入所希望施設のある市町のお子さまが優先されますので、入所できない場合がございます。

<求職活動でお申込みの方>

保育を必要とする事由が「求職活動」の方は、育休明けや既に内定を受けている方よりも優先度が下がります。
また、入所が決定した場合も、入所から2ヵ月以内に就労証明書を提出していただく必要があります。

市外に転出を予定されている方へ

ご連絡がないまま住民票を他市町に移されて、転出先自治体の保育所管部署から苦情を受けるケースが増えていきます。

本市に住民票がない方による本市の保育施設の利用は「広域入所」といい、同じ保育施設を継続してご利用いただく場合であっても、事前に転出予定先の自治体で「広域入所」のお手続きが必要になります。

市外に転出される場合には、住民票を移される前に必ず保育・幼児教育課までご連絡いただくとともに、転出予定先の自治体でお手続きいただきますようお願いいたします。

【発行・ご連絡先】 鯖江市役所 2階 保育・幼児教育課
TEL : 0778-53-2225 (直通)